

神栖市プレミアム付商品券事業
(かみすプレミアム付クーポン券)
取扱店実施要項

令和4年

神栖市商工会

神栖市プレミアム付商品券事業

【 趣 旨 】

未だに新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、原油高や円安の進行等による物価高の影響により個人消費の停滞、企業活動の縮小を余儀なくされています。

当地域においても、一部に景気回復の兆しは見えるものの、小規模事業者及び大型店舗事業者にとりましては依然厳しい状況が続いております。

こうした現状を踏まえ、当商工会としても地域唯一の経済団体として、地域経済の創生のため、停滞する消費者の購買意欲を活性化する即効性の高い経済支援対策を早急に講じることが最も重要であると考え、地域商工業者がこの苦難を打開し経営安定の強化を図れるよう「かみすプレミアム付クーポン券」（以下「券」という）を発行する。

本事業は、発行する券にプレミアム（購入価格 30%）を付け大規模店を含めた市内事業所に限定して流通させることにより、市内における消費者支援と消費拡大に貢献、合わせて地域経済の担い手である商工業者に対する経済支援策として実施する。

【 本事業の概要 】

額面 1,000 円の商品券 13 枚綴り(1冊)【共通券 5 枚(大規模店・小規模店)・専用券 8 枚(小規模店)】とし、1冊 10,000 円で神栖市商工会が発行、神栖市内の郵便局が販売代行、神栖市内の指定金融機関が換金業務を行い、購入者は 1冊 13,000 円相当として市内取扱店において商品購入等に利用する事ができる。

【 券の種類 】

1,000 円券のみ

- ① 共通券 大規模店を含む全取扱店で利用可能。
- ② 専用券 小規模店のみで利用可能。

【 券の使用方法 】

登録された取扱店舗、事業所等にて現金と同様に利用することができる。

- ・原則として釣り銭は出さない。
- ・券購入後の返金はできない。
- ・店頭において現金と引き換えることはできない。
- ・券にホログラムのないものは無効とする。
- ・券で引き換えのできない商品サービスについて、改正があった場合は、神栖市商工会のホームページ (<https://www.kamisu.or.jp/>) においてすみやかに告知する。

【販売・発行数】

30,000冊（3億9千万円相当）

【券の使用期間】

令和4年10月3日（月）から令和5年2月28日（火）まで。

【告知方法】

広報かみす・市内への新聞折込、神栖市商工会HPにて告知する。

※告知の必要が生じた場合には適宜お知らせを行う。

【購入申込方法】

かみすプレミアム付クーポン券の専用WEBサイト（いばらき電子申請・届出サービス）からの申込又は、官製ハガキでの申込による予約販売とし、募集件数を上回った場合は抽選、当選ハガキの発送をもって発表とする。当選ハガキを紛失した場合の再発行は行わない。

※購入できる冊数は当選者一人1冊までとする。

※引換できるのは当選者本人または同居する家族とする。

【購入申込受付期間】

9月1日（木）～ 9月15日（木）

当日消印有効。

※上記販売で商品券が残った場合は追加販売を行う。

【申込対象者】

神栖市民

【販売及び時間】

令和4年10月3日（月）から販売開始（順次発送）し、最終販売は令和5年2月28日（火）までの期間とする。

販売時間は、各販売所の通常業務時間内（午前9時から午後5時まで）とし、売切れ次第終了とする。

※尚、緊急事態宣言の発令等の状況により、販売を一旦中止する場合があります。

【販売場所】

券の販売場所

神栖市内郵便局

- ①波崎郵便局
- ②別所郵便局
- ③波崎太田郵便局
- ④波崎土合ヶ原郵便局
- ⑤若松郵便局
- ⑥矢田部郵便局
- ⑦萩原郵便局
- ⑧神栖知手郵便局
- ⑨神栖郵便局
- ⑩神栖大野原郵便局
- ⑪深芝郵便局

【購入限度額】

販売期間内に指定された販売場所へ当選ハガキを持参し、当選ハガキと引換に1冊（販売金額10,000円）購入することが出来る。

※購入は現金のみとする。

※購入した券は返金できない事とする。

【取扱加盟店対象者及び店舗】

神栖市内に店舗及び事業所等を有する市内在住の個人事業者又は市内に本社・支社（要登記）がある法人事業者で、本事業に賛同し、当該申請書（様式1号）にて登録許可された店舗及び事業所等において取り扱うことができる。

又、取扱実施要項を確認したものとして同意書（様式2号）の提出を必須とする。

〔規模の基準〕

- ①小規模店：常時使用する従業員20人以下の事業者
- ②大規模店：上記以外の事業者

（支店登記は不可となる場合や本社等が市外にあってもフランチャイズ等で実質経営者等が市内在住者の場合は可とする場合あり）

※いばらきアマビエちゃんの登録を推奨とし、店舗及び事業所等には発行された「宣誓書」の掲示並びに、施設利用者には二次元コードの読み取りを依頼するなどシステムの利用を呼び掛けること。

【取扱店舗における周知】

取扱店舗及び事業所は専用ステッカーの表示と、専用のぼりを必ず設置して周知すること。尚、のぼりとステッカー1組を下記の条件で提供する。

1 店舗につき1組目は無料（費用は商工会で負担）
2 組目以降1組につき1,000円（税込）

【換金期間】

換金は令和4年10月3日（月）から令和5年3月14日（火）まで毎月10日、15日、25日、月末並びに年末年始(12/29～1/3)を除く通常営業日の午前9時から午後2時まで。

【加盟店の券換金方法及び手数料】

使用された券は、①茨城県信用組合神栖支店、②茨城県信用組合知手支店、③茨城県信用組合波崎支店の指定金融機関窓口にて登録事業者（登録証の掲示）に限り、換金申請書（様式3号）に必要事項を記入し、提出することにより換金することができる。

又、換金申請後、原則として毎週末締め（12月最終週は12/28締め）で翌10営業日後にご指定口座へ振込による支払いとなる。

但し、ご指定口座への振込手数料は加盟店負担とさせていただきますので、ご指定口座については振込手数料が無料またはお安くなる上記金融機関の口座ご利用を推奨致します。

※得意先係等の取扱いはできません。

【手数料一覧】

振 込	県信神栖支店	同一店内振込	3万円未満	無 料	
	県信知手支店		3万円以上		
	県信波崎支店		3万円未満	1件	110円
	本支店		3万円以上	1件	330円
		他 行		3万円未満	1件
				3万円以上	1件

※口座開設に関しては、上記指定金融機関の規定・規則に従うものとする。

※毀損した券は、日本銀行券の引換基準と同様に取扱う。

（神栖市商工会と茨城県信用組合にて協議の上、取扱いする）

【券を使用できない主な利用方法】

- ・たばこ事業法に規定する製造たばこ等の購入、有価証券の購入、収入印紙及び県証紙の購入。
- ・他の商品券（当券を含む）やプリペイドカード等の換金性の高い物、チケット、回数券等の購入。
- ・行政機関等へ納付する税金及び手数料、現金との換金、金融機関への預金等。
- ・郵便局での切手、官製はがき等の郵便業務に関する支払、貯金等。
- ・公共交通機関、公共施設等の回数券、乗車券、定期券の購入。
- ・仕入れ等の事業資金及び買掛金・未払い金の決済資金。
- ・当せん金付証票法に規定する当せん金付証票の購入(宝くじ等)。
- ・スポーツ振興投票の実施等に関する法律規定するスポーツ振興投票券の購入(サッカーくじ等)。
- ・その他、この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各商品券取扱店舗が指定するもの。

【注意事項】

- ・券の使用期間内、期間経過後に関わらず払い戻し、再発行は出来ません。
- ・券の盗難・紛失・毀損等に伴う損害について発行者である神栖市商工会は、その責任を一切負わないものとする。
- ・神栖市及び神栖市商工会は、取扱店舗がこの要項の各事項に違反すると判断した場合、換金の拒否や取扱店舗資格を取り消す場合がある。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合がある。
- ※券には偽造防止ホログラムを施してあるので、不審な券を発見した場合はご注意願います。又、その際には、下記問合せ先までご連絡下さい。
- ※自然災害や感染症等の影響がある場合、内容が変更する場合があります。
- ※取扱加盟店は反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約に同意する事業者に限ります。

【問合せ先】

券取扱加盟店募集及び券の発行・販売・対象外商品についての問合せ先

- ・神栖市商工会

本所〒314-0121神栖市溝口 1669-1 臨海ビル 1階 TEL:0299-92-5111

支所〒314-0343 神栖市土合本町 5-9809-527 TEL:0479-48-0333

神栖市プレミアム付商品券取扱店申込書兼誓約書

(かみすプレミアム付クーポン券)

神栖市商工会長 殿

「神栖市プレミアム付商品券」取扱店実施要項に同意し、取扱店になることを申込みます。

また、要項に基づき取扱店の責務等について遵守することを誓います。

※太枠のみご記入下さい。

令和4年 月 日	店舗規模(事業所) を○付して下さい。	①小規模店	常時使用する 従業員20名以下
		②大規模店	上記以外の事業者
住所	〒	電話	- -
フリガナ		F A X	- -
事業所名		フリガナ	
フリガナ		担当者名	
代表者名		従業員数	名
業務内容			

◆HP掲載用(「取扱店一覧」へ店舗名・住所・電話等を掲載致します。)

フリガナ			
店舗名			
所在地	〒 神栖市	電話	- -
業種又は 取扱商品名			

【取扱加盟店対象者及び店舗】

神栖市内に店舗及び事業所等を有する市内在住の個人事業者又は市内に本社・支社(要登記)がある法人事業者で、本事業に賛同し、当該申請書(様式1号)にて登録許可された店舗及び事業所等において取り扱うことができる。

又、取扱実施要項を確認(神栖市商工会ホームページよりダウンロード可)したものととして同意書(様式2号)の提出を必須とする。(URL: <https://kamisu.or.jp>)

【規模の基準】

①小規模店：常時使用する従業員20人以下の事業者

②大規模店：上記以外の事業者

(支店登記は不可となる場合や本社等が市外にあってもフランチャイズ等で実質経営者等が市内在住者の場合は可とする場合あり)

【換金場所及び換金方法】

◎換金場所【茨城県信用組合神栖支店・茨城県信用組合知手支店・茨城県信用組合波崎支店】
◎換金方法【ご指定口座への振込】振込手数料は加盟店負担とさせていただきますので、ご指定口座については振込手数料が無料またはお安くなる上記金融機関口座のご利用を推奨致します。

※複数店舗の登録を申込する場合はコピーしてご利用下さい。

※申込書は、返却しませんので、控えをおとりの上、ご提出下さい。

※ご記入頂いた情報は、プレミアム付商品券事業に関する広報物への情報掲載に使用します。

【 申込先 神栖市商工会波崎支所 FAX 0479-48-5757 】

【事務局使用欄】

受付		小規模店	大規模店	加入区分	済・非
----	--	------	------	------	-----

令和4年 月 日

同 意 書

神栖市商工会長 殿

私は、神栖市プレミアム付商品券取扱店実施要項に定められた
内容を確認致しましたので同意致します。

以 上

住 所

事 業 所 名

代表者氏名 _____ (印)

【事務局使用欄】

受 付					加入区分	済・非
-----	--	--	--	--	------	-----

神栖市プレミアム付商品券事業 換金申請書(兼受領証)

神栖市商工会長殿
茨城県信用組合支店長殿

登録番号	
事業者名	
代表者名	印

別添の「かみすプレミアム付クーポン券」を下記の通り換金したく申請致します。

【 計算書 】

① 共通券	枚	全取扱店可
② 専用券	枚	小規模店 (大型店不可)
計	枚	
③ 額面総額	円	(①+②) × 1,000

受領証

取扱加盟店 殿

まさに上記①②欄に記載された金額(クーポン券)を受け取りました。

令和 年 月 日

取扱金融機関 _____

※毀損した券は、日本銀行券の引換基準と同様に取扱う。

【事務局使用欄】

受付		加入区分	済・非	口座情報	済・非
----	--	------	-----	------	-----

指定口座振込依頼書

神栖市商工会長 殿

登録番号	
事業者名	
代表者名	印

下記の指定口座への振込を依頼致します。

【指定振込口座】

銀行コード	店番	(フリガナ)					
金融機関名	支店名	口座名義人					
銀行							
信用金庫 信用組合							
預金種別	普通・当座	口座番号					

※口座情報は、正確にご記入願います。

※口座情報が正確でない場合、振込が遅くなる場合もありますので予めご了承下さい。

※新規口座開設に関しては、指定金融機関の規定・規則に従うものとする。